厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年１１月１日現在）

1　入院基本料について

当センターの各病棟において、1日に勤務している看護師・助産師の人数は、次のとおりです。

時間帯 / 病棟	日中 (8：30 ～ 17:15)	準夜 (16：30 ～ 1:15)	深夜 (0：30 ～ 9:15)
第一病棟（２８床） （小児入院医療管理料１）	６人以上	４人	４人
第二病棟（２５床） （小児入院医療管理料１）	５人以上	３人	３人
第三病棟（２５床） （小児入院医療管理料１）	６人以上	４人	４人
NICU病棟（１５床） （新生児特定集中治療室管理料２）	８人以上	５～６人	５～６人
GCU病棟（１８床） （新生児治療回復室入院医療管理料）	５人以上	３～４人	３～４人
PICU病棟（８床） （特定集中治療室管理料２）	４人以上	４人	４人
産科病棟（１５床） （７対１一般病棟入院基本料）	４人以上	３人	３人

2　DPC対象病院について

当病院は、厚生労働大臣が指定するDPC対象病院です。

※ 医療機関別係数　　1.4215

（ 基礎係数　1.0583 ＋ 機能評価係数Ⅰ　0.2992 ＋ 機能評価係数Ⅱ　0.0585

＋ 救急補正係数　0.0055 ）

3　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準を満たしています。

4　明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、福祉医療等公費助成制度の該当により自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用薬剤の名称や行われた検査が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5　一般名処方について

当院では、後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みをしています。

後発品のある医薬品について、特定の薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分名をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を、医療上の必要性がないのに患者さんのご希望で選ばれた場合は、選定療養として特別の料金がかかります。

ご不明な点につきましては薬剤部までお問い合わせください。

6　入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

なお、入院中の食事療養費の標準負担額は以下のとおりです。

≪一食当たり≫

<table>
<tr><td colspan="2">一般の患者（７０歳未満で下記に該当しない者）</td><td>５５０円</td></tr>
<tr><td></td><td>指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等</td><td>３３０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得者
（住民税非課税）</td><td>過去１年間の入院期間が９０日以内</td><td>２７０円</td></tr>
<tr><td>過去１年間の入院期間が９１日以上</td><td>２２０円</td></tr>
</table>

7　基本診療料の施設基準等に係る届出について

□ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
□ 歯科外来診療医療安全対策加算２
□ 歯科外来診療感染対策加算４
□ 歯科診療特別対応連携加算
□ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１）
□ 救急医療管理加算
□ 診療録管理体制加算２
□ 医師事務作業補助体制加算１(15対1)
□ 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）
（告示注４看護補助体制充実加算１を含む）
□ 看護職員夜間配置加算（12対1配置加算2）
□ 療養環境加算
□ 栄養サポートチーム加算
□ 医療安全対策加算１
□ 医療安全対策地域連携加算１
□ 感染対策向上加算１
（告示注５抗菌薬適正使用体制加算及び注３微生物学的検査体制加算を含む）
□ 患者サポート体制充実加算
□ ハイリスク妊娠管理加算
□ ハイリスク分娩管理加算
□ データ提出加算２
□ 入退院支援加算３
□ 地域医療体制確保加算１
□ 特定集中治療室管理料２
（告示注１、小児加算、早期離床・リハビリテーション加算を含む）
□ 新生児特定集中治療室管理料２
□ 新生児治療回復室入院医療管理料
□ 小児入院医療管理料１
（プレイルーム加算ロ、無菌治療管理加算１、養育支援体制加算を含む）
□ 初診料（医科）の注16に規定する電子的診療情報連携体制整備加算２並びに再診料（医科）の注19及び外来診療料の注10に規定する電子的診療情報連携体制整備加算
□ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算２
□ 「Ａ２０７－５」電子的診療情報連携体制整備加算２
□ 地域支援・医薬品供給対応体制加算２
□ バイオ後続品使用体制加算
□ 産科管理加算１
□ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

8　特掲診療料の施設基準等に係る届出について

□ 心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算
□ がん性疼痛緩和指導管理料
□ 小児運動器疾患指導管理料
□ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
□ 薬剤管理指導料
□ 医療機器安全管理料１
□ 歯科治療時医療管理料
□ 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
□ 遺伝学的検査
□ 「注２」流産検体を用いた絨毛染色体検査
□ 骨髄微小残存病変量測定
□ 先天性代謝異常症検査
□ 抗アデノ随伴ウイルス９型（ＡＡＶ９）抗体
□ ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸（簡易ジェノタイプ判定）
□ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
□ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
□ ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
□ 検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）
□ 遺伝性疾患療養指導管理料
□ 胎児心エコー法
□ ヘッドアップティルト試験
□ 脳波検査判断料１
□ 神経学的検査
□ 小児食物アレルギー負荷検査
□ ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
□ 無菌製剤処理料
□ 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
（初期加算・急性期リハビリテーション加算を含む）
□ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
（初期加算・急性期リハビリテーション加算を含む）
□ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
（初期加算・急性期リハビリテーション加算を含む）
□ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
（初期加算・急性期リハビリテーション加算を含む）
□ 障害児（者）リハビリテーション料
□ がん患者リハビリテーション料
□ ストーマ合併症加算
□ 口腔粘膜処置
□ ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭｲﾝﾚｰ
□ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
□ 大動脈バルーンパンピング（ＩＡＢＰ法）

□ 胎児胸腔・羊水腔シャント術
□ 無心体双胎焼灼術
□ 胎児輸血術及び臍帯穿刺
□ 胃瘻造設術
□ 輸血管理料Ⅱ
□ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
□ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
□ レーザー機器加算
□ 麻酔管理料（Ⅰ）
□ 歯科麻酔管理料（Ⅰ）（Ⅱ）
□ クラウン・ブリッジ維持管理料
□ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ※継続的賃上げ
□ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）※継続的賃上げ
□ 入院ベースアップ評価料２３４
□ 特別管理加算
□ 口腔機能実地指導料
□ 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）
□ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）
（麻酔に従事する医師が専従で実施する場合）
□ 静脈奇形硬化療法
□ 救急外来医学管理料３
□ 酸素の購入単価（定置式液化酸素貯槽（CE）：0.04円/ℓ、小型ボンベ：1.23円/ℓ）

9　長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当の料金）をお支払いいただきます。

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

※みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。これにより、医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されます。